一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料　1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する
		章立て		**<u>章立て</u>** 第1章　総則 第2章　自治の基本理念及び自治運営の基本原則 第3章　自治運営を担う主体の役割と責務 　第1節　住民の権利と責務 　第2節　地方政府（議会） 　第3節　地方政府（市長及び執行機関） 　　第1款　地方政府（市長及び執行機関） 　　第2款　（行政運営の基本原則） 第4章　自治運営の基本原則に基づく制度等 　第1節　情報共有と説明･応答責任による自治運営 　第2節　参画による自治運営 　第3節　協働による自治運営 　第4節　住民自治による地域自治の運営 　　第1款　地域における住民の活動及びその活動の推進 　　第2款　校区における自治活動 　　第3款　合併自治区（旧富合町） 　　第4款　地域自治機関による自治活動 　第5節　自治推進委員会の設置 第5章　国、県及び他の自治体等との政府関係 第6章　条例の見直し 附則　　【西村委員】			

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料 1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する
総論	1	前文		1　熊本市がどういうまちであるか。	○		
				2　熊本市の自治を今後どのように進めていくべきか。			
				3　自治基本条例制定の意義			
				4　自治体の憲法としての自治基本条例の制定【西村委員】			
				5　最高規範性【西村委員】			
				6　主権者としての住民【西村委員】			
				7　信託にもとづく市議会、市長等、補助機関【西村委員】			
				8　情報公開・共有【西村委員】			
				9　住民参画・協働【西村委員】			
				10　地方自治の本旨の実現【西村委員】			
				11　住民自治【西村委員】			
				12　住民の利益と権利、人権の擁護【西村委員】			
				13　住民の福祉の実現【西村委員】			
				14　持続可能な循環型の地域社会の実現【西村委員】			
				15　住みよい地域社会【西村委員】			
				16　熊本市の地域的な特徴（地下水・森・樹木・歴史的文化遺産・城・経済）【西村委員】			
				17　歴史的にみた自治の伝統【西村委員】			
				18　自治基本条例の歴史的な必要性の説明【西村委員】			
				19　自治体の憲法として自治基本条例を制定する。【林委員】			
				20　住民の信託に基づく、市議会及び市行政の運営【林委員】			
				21　国、熊本県と対等な立場での相互協力に関係【林委員】			
				22　地方自治の本旨に基づく、市議会及び市行政の運営【林委員】			
				23　自治基本条例の最高規範性の宣言【林委員】			

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料　1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する
総論	2	目的		**1　自治の基本理念を明らかにする** この条例は、本市における（私たちのまち熊本市における）自治の基本理念を明らかにする。	○		
				2　市民、市議会及び市の執行機関等の役割（権利や責務）を定める			
				3　参画と協働によるまちづくりの基本原則（熊本市の自治（まちづくり）を進めるための基本原則）を定める。			
				4　自治の推進と活力に満ちた地域社会の実現 日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進し（自治の実現を目指し、）（地方自治の本旨を真に実現し）、もって個性豊かで活力に満ちた（市民の福祉の向上と、人と自然と都市の活動が調和した豊かな）地域社会の実現を図ることを目的とします。			
				5　よりよい政策の実現 熊本市における住民自治の確立を図り、熊本市にふさわしい、より良い政策の実現を目指すことを目的とします。			
				自治基本条例は、自治体の「憲法」です。 この条例は、熊本市における自治の仕組みと自治の理念と自治の運営など制度をつくることです。 自治の基本理念と自治運営の基本原則を定め、制度と機構を確立し、主権者としての住民の位置と役割、住民の信託により選ばれた市議会と市長、執行機関及び職員の役割と責務を明らかにし、住民の福祉の実現を目指し、情報共有の下住民参画を基本に、行政運営の基本原則に基づく制度等熊本市の自治の基本を定め、地方自治の本旨の住民自治の確立を目的とします。【西村委員】			
	住民主権			**1　住民主権** 住民は、熊本市の自治の主権者として、選挙により住民の代表者である議会の議員並びに市の代表者である市長を定め、その職を信託します。　【林委員・西村委員】			

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料 1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する
総論	3	定義		1　この条例において使用する用語の定義は（次の各号に掲げる用語の意義は）、次のとおりとします。（当該各号に定めるところによります。	○		
			市	1　市 市長が代表する地方自治体（以下「自治体」といいます。）。としての熊本市をいいます。 （市民、市議会及び市の執行機関が存する行政区画をいいます。　）	○		
			市民	1　市民　次のいずれかに該当するものをいいます。	○		
				2　市内（熊本市）に（住所を有する者又は）居住する者	○		
				3　市内（熊本市）に通勤し、又は通学する者	○		
				4　市内で事業を営み、又は活動するもの（熊本市に事務所若しくは事業所を有する法人又は熊本市において事業を営むもの）	○		
				5　自治会等の地縁による団体、ボランティア団体、ＮＰＯ法人等の市民活動団体又はコミュニティ等で、熊本市において活動するもの	○		
			住民	6　住民 熊本市の区域内（以下「市内」という。）に居住する地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第11条に規定する者及び自治法第10条に規定する住民から法人を除いた自然人をいいます。　【林委員・西村委員】			
			市の執行機関	1　市の執行機関（等）　市長、教育委員会、選挙管理委員会、（人事委員会、）監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、（公営企業管理者及び消防長）をいいます。	○		

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料 1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判断 盛り込む	盛り込まない	検討する
総論	3	定義	参画	1　参画　（市政における）施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加すること（主体的に加わり（かかわり）、行動すること）をいいます。	○		
			協働	1　協働　（共通の目的を実現するために、）それぞれが（対等な立場で）役割と責任を担い、相互に特性等を尊重し、補完し、協力することをいいます（協力して取り組むこと）。	○		
			まちづくり	1　まちづくり　自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、わたしたちが暮らす熊本市を魅力的でより快適にしていく活動をいいます。	○		
				1　まちづくり　良好な環境及び福祉の住みよい都市づくりを目指して行う市、住民、市民及び事業者等の行う地域における活動をいいます。　【林委員・西村委員】			
			市政	1　市政　市における政治及び行政の総体をいいます。	○		
			コミュニティ	1　コミュニティ　市民が互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた組織	○		
			自治	1　自治　自治体である熊本市を、主権者である住民が責任を持ち自ら治めることをいいます。　【林委員・西村委員】			
			地方政府	1　地方政府　市議会、市長及び市の執行機関をいいます。 【林委員・西村委員】			
			出資団体等	1　出資団体等 次に、該当するものを出資団体等といいます。 (1) 市が出資している団体 (2) 市が補助金、奨励金、助成金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体 (3) 市が事務事業の委託及び自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体 (4) 市の職員を派遣している団体　【林委員・西村委員】			

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料 1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判断 盛り込む	盛り込まない	検討する
総論	4	自治の基本理念		1　本市の自治の基本理念は、次のとおりとします。	○		
				2　人権の尊重 一人ひとりの人権を尊重すること （私たちのまち熊本市の自治は、性別、年齢、障害の有無、その他の違いにより差別されることなく一人ひとりの人権を尊重して進めます。）			
				3　市民の意思の反映 市民の意思を適切に反映した市政が行われること。			
				4　市民の自発的、積極的参画 （私たちのまち熊本市の自治は、）自治の主体である（主権者である）市民の（自らの判断と責任にもとづき）自発的、積極的な参画により市政が進められること（積極的な参画を基本として進めます）。			
				5　情報共有、信頼、協働 （私たちのまち熊本市の自治は、）市民、市議会及び市の執行機関等が、相互に情報を共有し、信頼し合い、協働して市政が進められること。 （市民、市議会及び市の執行機関が、信託であったり、それぞれが責任を担ったり、信頼関係を構築し、それぞれが対等な立場で協力して進めます。）			
				6　情報共有、参画、協働の基本原則 市民、市議会及び市の執行機関は、自治の理念を実現するために、情報共有の原則、参画の原則、協働の原則に基づき、熊本市の自治を行います。			
				7　市の自立 市自らの意思と責任のもとで自立した市政が行われること。 （熊本市は、自治の実現のため、国及び他の地方公共団体と対等な立場に立ち、自らの判断と責任において市政の運営を行うものとします。）			
				8　住民主権【林委員・西村委員】			
				9　信託に基づく市政、地方政府【林委員・西村委員】			
				10　持続可能な循環型社会の実現【林委員・西村委員】			
				11　福祉の増進【林委員・西村委員】			
	自治運営の基本原則			1　自治運営の基本原則 (1) 情報共有の原則 (2) 参画の原則 (3) 協働の原則 (4) 説明・応答の原則　【林委員・西村委員】			

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料 1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判断 盛り込む	盛り込まない	検討する
役割	5	市民の権利及び責務	市民の権利	1　市民は、日本国憲法及び法令に定める権利・義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次の権利を有します。	○		
				2　まちづくり（市政）に参画（参加）する権利 市の執行機関等及び市議会と協働し(協力関係を保ちつつ)、私たちのまち熊本市をつくりあげていくためにまちづくり（市政）に参画（参加）する権利	○		
				3　情報を求める権利 市の執行機関等及び市議会に対し、市民参画の前提となる、知る権利としての情報を求める権利（知る権利及び取得する権利）	○		
				4　意見表明し提案する権利	○		
				5　個人として尊重され、平和で良好な環境のもとで、安心で安全な生活を営む権利	○		
				6　等しく行政サービスを受ける権利	○		
				7　協働請求権及び協働諾否権			○
				8　自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利　【林委員・西村委員】			
				9　住民の代表を選ぶ権利、条例の制定・改正又は廃止、市長・市議会議員の解職請求等の直接請求を行う権利、住民監査請求等の権利（住民訴訟の提起、その他の権利）　【林委員・西村委員】			
				10　市政に関し、説明を求める権利　【林委員・西村委員】			
				11　良好な、自然的、社会的、文化的環境のもとで生きる権利　【林委員・西村委員】			
				12　清浄な地下水を享受する権利　【林委員・西村委員】			
				13　市政に関し、自ら考え判断し市政に参画するため、学習する権利　【林委員・西村委員】			
			市	1　発言と行動に責任をもつ 市政への参画に当たっては、私たちのまち熊本市を創造する自治の主体であることを認識し、自らの発言と行動に責任をもつこととします。	○		

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料 1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する
			市民の責務	**2　市政への参画** まちづくりにおける（住民自治における）自らの果たすべき責任を自覚し、積極的に市政に参画するよう努めます。	○		
				3　まちづくりに取り組む 自らまちづくりに取り組みます。	○		
			事業者の責務	**1　市内で事業を営み、又は活動するものは、その事業又は活動が市民生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、地域社会との調和に努め、まちづくりに取り組みます。**			○

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料　1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する
役割	6	市議会の役割と責務	市議会の役割と責務	**1　意見の聴取** 住民の代表としての市議会は、市民の信託に応え、意思決定機関として及び市の議決機関として、広範な意見の聴取や市民の多様な意見の集約に努めます。	○		
				2　市政運営の監視 まちづくりに関する施策の意思決定機関として、市政運営を監視します。	○		
				3　政策立案 政策立案等を行います。	○		
				4　公平及び公正かつ誠実さを持って市民の福祉の向上に努めます。	○		
				5　公平及び公正で透明性の高い市政が実現されるよう努めます。	○		
				6　情報公開・開かれた議会 市議会は、市議会が保有する情報を積極的に公開及び提供するとともに、会議の公開を原則とし、議会の活動を積極的に広く市民に広報するなど、開かれた議会運営に努めます。 市議会は、本会議及び委員会が、市民に分かりやすいものとなるように努めます。	○		
				7　必要かつ十分な会議 市民の意見が適切に反映されるよう、必要かつ十分に会議を行います。			○
				8　議会の設置 市に、地方政府を構成する議事機関として、主権者である住民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される議会を設置します。　【林委員・西村委員】			
				9　市議会の権限等 市議会は、住民の信託を受けた地方政府を構成する議事機関として、住民の多様な意思を討論を通じて調整統合し、自治体の意思を形成する役割を果たします。 市議会は、自治法に定めるところにより、市政運営を監視するとともに、（条例の制定、改正、廃止、予算の決定、決算の認定その他市政運営の）基本的な事項を議決し、市の意思を決定する権限を有します。　【林委員・西村委員】			

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料　1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する
				10　市議会の会議 市議会の会議は、討議を基本とします。 議長から、本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て、反問することができます。 【林委員・西村委員】			
				11　市議会への住民参加 市議会は、請願及び陳情を住民による政策提言と位置づけ、委員会において審議するに当たっては、提案者が意見を述べるとともに、提案者と委員会の委員とが当該事案に関して意見を交換する機会を設けなければなりません。 【林委員・西村委員】			
			市議会議員の責務	**1　政策提案・誠実な職務遂行** 市議会議員は、市民全体の利益のために、政策立案能力の向上に努め、政策の提案及び立法に関する活動に努めるとともに、市民の信頼に応え、市民のために誠実に職務を行います。	○		
				2　条例遵守 市議会議員は、市民の代表として市民の信託に応え、この条例を遵守します。	○		
				3　市政運営の監視・意見聴取 市議会を構成する議員は、市政運営の監視、市民の意見の広範な聴取に努めます。	○		
				4　情報公開・説明責任 市議会議員は、公人としての自らの情報を公開するとともに、説明責任を果たさなければなりません。	○		

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料 1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する
役割	7	市の執行機関等の役割と責務	市長の責務	**1　公平及び公正かつ誠実な市政運営** 市長は、市民の信託に応え市の代表として公平及び公正かつ誠実に市政運営を行わなければなりません。	○		
				2　条例の遵守 市長は、市政運営の代表者であり、市民及び市議会と協力し、この条例の基本理念を実現するため、この条例を誠実に遵守しなければなりません。	○		
				3　就任にあたっての宣誓 市長は、就任にあたっては、日本国憲法で保障された地方自治権の一層の拡充と、この条例を遵守し、職務を執行することを宣誓しなければなりません。			○
				4　地方政府（市長及び執行機関の設置） 市に、主権者である住民の直接選挙により信託を受けた地方政府を構成する市の代表機関である市長及び執行機関を設置します。　【林委員・西村委員】			
				5　市長の権限 市長は、主権者である住民の直接選挙により信託を受けた市の代表として市を統轄し公正かつ誠実・透明に市政運営を行います。【林委員・西村委員】 市長は、自治法の定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調整、職員の指揮監督、公共的団体等に対する指揮監督等の市の事務を管理し、これを執行する権限を有するとともに、住民の人権を擁護し、かつ、住民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。【林委員】			
				1　公平・公正かつ誠実、透明性の高い市政運営 市民の信頼に応え（市民の信託を受けて、その権限を委任され）、責任を負っていることを自覚し、職務を公平及び公正かつ誠実に行い、透明性の高い市政運営を行わなければなりません。（市民の信頼を得るものでなければならない。）	○		
				2　行政サービスの質を高めること 市民の意向及び地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質や市民の満足度を高めなければなりません。	○		
				3　最少の経費で最大の効果 市民の福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げなければなりません。	○		

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料　1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する
			市の執行機関の責務	**4　個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現** 本市の特性を生かし、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現すること	○		
				5　参画機会の拡充と意見や提案の施策への反映 市の執行機関は、市政への市民参画機会を保障し拡充するとともに、市民から提出された意見や提案を総合的に検討し、応答を公開し、施策に反映させます。（必要な施策を講じなければなりません。）	○		
				6　積極的な情報公開と説明 市の執行機関は、保有する情報を積極的に公開し、わかりやすく市民に説明します。	○		
				7　執行機関の連携及び協力 市長及び執行機関は、所掌事項について、自らの判断及び責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、常に補助機関の活性化、機能的な組織を目指さなければなりません。　【林委員・西村委員】			
				8　参与等 市長は、常勤の特別職である副市長に加えて、市長の業務を補佐するため、参与等を設置することができます。 【林委員・西村委員】			

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料 1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判断 盛り込む	盛り込まない	検討する
役割	7	市の執行機関等の役割と責務	市の職員の責務	**1　知識及び能力の修得とその向上** 市の職員は、自らの責務を遂行するために、必要な知識及び能力の修得とその向上に努めなければならない。	○		
				2　自己研さん 市の職員は、市民のまちづくりへの参加について支援する専門的な知識を有するスタッフとしての自覚に立ち、自己研さんに励まなければなりません。	○		
				3　日本国憲法及び条例遵守 市職員は、市民全体の奉仕者として、日本国憲法及び条例を遵守しなければなりません。	○		
				4　市民の視点に立ち、公平公正誠実な職務遂行 全体の奉仕者として市民の視点に立ち（市民との協働の視点に立ち）、公平及び公正かつ誠実に職務を行います。	○		
				5　職員の職務の由来【林委員・西村委員】			
				6　地域課題の発見、住民自治の実現【林委員・西村委員】			
				7　市は研修制度の充実【林委員・西村委員】			

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料 1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判断 盛り込む	盛り込まない	検討する
参画・協働	8	参画及び協働の原則		**1　参画と協働によるまちづくりに取り組む** 市民、市議会及び市の執行機関等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、対等な立場に立ち、お互いの知恵と力を出し合って、参画と協働によるまちづくりに取り組みます。	○		
				2　情報提供と参画機会の拡充 市の執行機関は、市民の市政への参画が保障されるよう、市民へ市政情報の提供と、市政への参画機会の拡充等に取り組まなければなりません。			○
				3　平等 参画及び協働による熊本市のまちづくりは、それぞれの市民が有する諸違いに配慮し、お互いが平等であることを認識して進めます。			○
	8	参画及び協働の原則		**4　男女共同参画** 参画と協働によるまちづくりは、「男女協働参画社会基本法」の理念を踏まえ、両性の本質的平等を基本とし、男女が共同して取り組みます。	○		
				男女共同参画 対等で責任を分かち合える地域社会 市は、市政に男女が多様に参画する手だてを講じる 男女参画の計画の策定 専門スタッフの育成･充実 男女共同参画推進委員会の設置 条例の制定　【林委員･西村委員】			
				5　市の執行機関の不関与 参画及び協働による熊本市づくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、市の執行機関の不当な関与を受けません。			○
				6　参加･不参加による不利益 参画及び協働による熊本づくりの活動は、市民が活動への参加又は不参加を理由に不利益を受けることはありません。			○
				7　市政への参画権 住民の権利 市の基本的立場【林委員･西村委員】			
				8　参画推進の原則【林委員･西村委員】			

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料 1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判断 盛り込む	盛り込まない	検討する
参画・協働				**9　協働の基本原則** 市民間の協働は、それぞれが対等な立場で目的を共有し、特性等相互の立場を尊重し、他を排除することなく、協力して目的を達成するものとします。 住民と市長等間の協働は、それぞれが対等な立場で協定を締結し、相互に協力して、公共的目的を達成するものとします。 住民は、市長等に対して、本条例第54条第1項の規定による協働請求権に基づき、協働の請求・計画案等の提案をすることができます。 市長等は、前項の住民からの協働の請求・計画案等の提案を受けた場合は、それに対して誠実に対応し、協働について協議する場を設けなければなりません。 協働にかかる手続き等については、別に条例で定めます。 【林委員・西村委員】			
				10　協働推進評価委員会の設置 住民と市長等間の協働について、その採否を審議するため、第三者機関として協働推進評価委員会を設置します。 市は、協働の採否の審議内容等について、毎年度年次報告書を作成し、公表しなければなりません。 【林委員】			
	9	青少年・子どもの参画		**1　青少年・子どものまちづくりへの参画** 青少年・子どもは、個人として尊重され、まちづくり（年齢に応じて、熊本市の自治）に参画する権利を有します。	○		
				青少年・子どもの市政への参画 市は、小学校高学年、中学生及び高校生の参加する「こども議会等」の学習の機会を付与し、多様な支援をしなければなりません。 能力に応じて役割を果たす。【林委員・西村委員】			
				2　青少年・子どもの意見表明・提案 青少年・子どもは、熊本市の自治に関して、自らの意見を表明及び提案することができます。			○
				3　青少年・子どもがまちづくりに参画するための環境づくり 市民、市議会及び市の執行機関等は、青少年・子どもを市民として尊重し、青少年・子どもがまちづくりに参画するための環境づくりに努めます。			○
		学習する権利		**1　学習する権利** 住民は学習する権利を有する。 市は、住民の学習を支援しなければならない。 住民は、支援を求めることができる。【林委員・西村委員】			

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料 1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断		
					盛り込む	盛り込まない	検討する
		意見及び提案制度		**1　意見及び提案制度** 意見、計画等の提案の権利 行政はそれを市政に反映させること 提案者に公開の場で発表する機会を設けること 「住民意見提案評価委員会」で審議、採否 採否の理由、その理由を通知、公表し、当事者に説明 年次報告 別に条例で定める　【林委員・西村委員】			

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料　1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する
参画・協働	10	市民参画制度、施策への反映		**1　市民参画制度** 市の執行機関等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画のための仕組みを整備します。（市民参画及び協働のための制度及び手続きを、別に条例で定めます。）	○		
				2　参画機会の拡充 市の執行機関は、市民の市政への参画が保障されるよう、市民への市政情報の提供と、市政への参画を拡充しなければなりません。	○		
				3　市民参画の手法の選択と公表・実施 市の執行機関等は、それぞれの事案に応じて、適切かつ効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。			○
				4　施策への反映 市の執行機関等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させるよう努めます。			○
				5　市民意見提出手続（パブリックコメント手続） 市の執行機関は、市政運営に係る重要な施策や計画の策定、市民の生活や活動等に重要な影響を及ぼす条例等の制定又は改廃にあたっては、事前に趣旨、内容その他必要な事項を公表し、市民に意見の提出を求め、施策に反映させるよう努めるとともに、当該意見に対する市の考え方や意見の取り扱い等を広く公表するものとします。	○		
				パブリックコメント 会場で直接住民に説明し、質問に誠実に対話　【林委員・西村委員】	○		
				6　提言・意見を受ける制度と対応機関の設置 市の執行機関は、市民からの政策提言及び意見の提案を受ける制度を別に条例で定めるとともに、そのための対応の機関を設置するものとします。			○
				7　参画の制度保障　【林委員・西村委員】			

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料　1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する
				8　参画の対象、参画の形態 参画の対象は、●計画の策定、計画の進行管理、計画の改定及び廃止●条例･規則及び要綱の制定、改定及び廃止●予算の編成及び決算●住民の生活に重要な影響を及ぼす方針、政策及び計画の策定･改定●行政評価の実施とする。 市政への参画の形態は、審議会、公聴会、参考人、パブリックコメント、説明会、意見交換会、シンポジウム、ワークショップ、学習会、アンケートとする。　【林委員･西村委員】			
				9　参画の手続き 年度初めに1年間の公募計画の公表 市政だより等　【林委員･西村委員】			
				10　住民参画推進評価委員会の設置　【林委員･西村委員】			
				11　住民参画推進条例の制定　【林委員･西村委員】			

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料 1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判断 盛り込む	盛り込まない	検討する
参画・協働	11	市民活動団体との協働		**1　市民活動団体との協働・連携** 市の執行機関等は、公共の福祉や公共の利益及び社会貢献を目的として自主的、自発的に活動する団体と情報を共有し連携を図り、まちづくりを協働で進めるための仕組みを整備し、必要な支援等に努めます。			○
			地域における住民と諸団体との活動原則	**1　地域における住民と諸団体との活動原則** 住民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会的貢献活動、その他の自主的な活動を推進するために、主体的に組織等を作り、何人からも干渉されずに自由に自立した活動を営むことができます。 住民は、地域の諸課題の解決に向けて、自ら行動し、地域づくりを主体的に行うことができます。 住民は、前2項の活動を行うに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、住民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。 市長等は、本条第1項に規定する住民の多様で豊かな地域づくり活動を尊重し、コミュニティセンター及び公民館等を中心にして、その活動が推進されるよう支援するものとします。 地域づくりに関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。【林委員・西村委員】			
			地域のまちづくり条例の制定の条文	**2　地域のまちづくり条例の制定の条文**　【林委員・西村委員】			
			学校と地域との連携	**3　学校と地域との連携** 教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域づくりの核として、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとします。　【林委員・西村委員】			
			校区における自治活動	**4　校区における自治活動** 住民自治による校区自治協議会の運営の規定の設置 地域の代表者等は、団体を除く、その地域に住所を有する20年以上の住民による公正な選挙によって決定する旨の規定の設置　【林委員・西村委員】			
			合併自治区	**5　合併自治区** 住民自治による合併自治区の運営の規定の設置 区長等の選挙規定の設置 区長等の選任は、住民による選挙の結果を尊重するものとする旨の規定の設置　【林委員・西村委員】			

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料 1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判断 盛り込む	盛り込まない	検討する
	地域自治機関及び地域代議員の設置			**6　地域自治機関及び地域代議員の設置** 市に、地域自治機関及び地域代議員を設置します。 地域自治機関は、地域代議員により構成する合議制とします。 地域代議員は、団体を除く、その地域に住所を有する20年以上の住民による直接、秘密、平等による公正な選挙によって決定します。 地域自治機関の運営及び地域代議員の選挙手続き等に関しては、別に条例で定めるものとします。　【林委員・西村委員】			
	12	コミュニティ（地域のまちづくり）	コミュニティにおける市民	**1　自主自立の地域づくりの推進** 市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、地域社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のまちづくりを推進するよう努めます。	○		
				2　コミュニティにおける市民の役割 市民は、熊本市の重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努めます。	○		
				3　役割の自覚と互いの尊重 市民は、地域のまちづくりを行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚し、市民としてのルールとマナーを守り、互いを十分に尊重しながら進めることとします。	○		
			市民と執行機関	**4　新しい公共の仕組みづくり** 市民及び市の執行機関は、地域の自治を支えるコミュニティを尊重し、協働で担う新しい公共の仕組みづくりに取り組みます。	○		
				ソーシャルキャピタルの仕組みづくり　【山形委員】			
			執行機関	**5　地域のまちづくりの支援** 市の執行機関等は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、市民による地域のまちづくりが推進されるよう支援します。	○		
			定義	**6　コミュニティの定義** コミュニティとは、市民一人ひとりが、自ら豊な暮らしをつくりことを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいいます。	○		

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料 1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する
参画・協働	29	対話の原則		**1　対話の原則** 前2条に定める基本原則に基づき、市民、市議会及び市の執行機関は、討議及び対話を行っていかなければなりません。	○		
				この場合において、何人も討議又は対話の場において発言した内容について、責任を問われません。		○	
	30	まちづくり条例の整備		**1　参画と協働によるまちづくり条例等の整備** 市は、まちづくりに関する施策の計画立案、実施及び行政評価のそれぞれの過程において、市民が参加する権利を保障し、及び施策の決定に係る基本原則について定める条例等を制定しなければなりません。			○
				2　条例の制定にあたっての3者の協議 参画と協働は、まちづくりの根幹をなす重要な概念であることから、前項に定める条例の制定に当たっては、市民、市議会及び市の執行機関が協議して、参画及び協働の定義、内容等について明らかにするものとします。			○

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料 1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判断 盛り込む	盛り込まない	検討する
行政の仕組み		行政運営の基本原則		**1　行政運営の基本原則** ⑴ 透明で開かれた行政運営の推進と情報の開示及び提供 ⑵　住民参画 ⑶　総合的かつ計画的な行政運営 ⑷　人権尊重と住民の権利の擁護 ⑸　住民の福祉の増進 ⑹　組織及び制度の改善と最小限で最大の事業効果 ⑺　出資団体等の必要な指導及び調整　〔林委員・西村委員〕			
行政の仕組み	15	総合計画		**1　総合計画の策定** 市（市の執行機関、市長）は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市議会の議決を経て市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現のための基本計画等をまとめた総合計画を策定します。			○
				2　総合計画策定に当たっての市民参画 市の執行機関等（市長）は、総合計画の策定に当たっては、市民参画の手続を踏まえ、市民の意見の適切な反映に努めます。(市民参画による手続を行い、市民の意見を反映させます。)			○
				3　市民への周知 市の執行機関等（市長）は、総合計画について、（広く）市民への周知を図ります。（策定後は、広く市民へ分かりやすく説明しなければなりません。）			○
				4　適切な進行管理 市の執行機関等は、（市政の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において）総合計画の進行管理を適切に行います。			○
				5　それぞれの過程における市民参画・公表・説明 市長は、総合計画の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において市民参画を図り、それぞれの過程の公開及び公表並びに説明を行うものとします。			○
				6　市長の任期ごとの見直し 総合計画は、計画期間を定めて策定され、市長の任期ごとに見直しされます。　〔林委員〕			
				7　総合計画進行評価委員会の設置 総合計画の進行及び点検・評価・改善・見直しを審議するための第三者機関として、総合計画進行評価委員会を設置します。〔林委員・西村委員〕			

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料　1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する
				8　諸計画等の原則 すべての計画は、総合計画を基礎に体系づけられ、配分、位置づけ等整合されなければならない。 財政計画の裏づけと結合されなければならない。 行政評価にもとづいて、計画の策定、収支　【西村委員】			
				9　戦略計画（熊本市の１０年の将来・有限な資源配分を定める）【林委員・西村委員】			
				10　熊本市の最上位の計画【林委員・西村委員】			
				11実施段階における計画の作成【林委員・西村委員】			

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料 1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判断 盛り込む	盛り込まない	検討する
行政の仕組み	16	財政運営	財政運営の仕組み	**1　財政の健全性の確保と効率的で効果的な財政運営** 市の執行機関等は、財政の健全性の確保に努め、総合計画を着実に推進するため、効率的で効果的な財政運営を行います。			○
				2　総合計画及び行政評価を踏まえた財政の仕組みの確立 市の執行機関（市長）は、健全な財政運営のため、（財政状況を総合的に把握し、財政計画を定め、）総合計画及び行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立します。			○
				3　歳入の確保にあたっては、自主的で斬新な施策を創意工夫 市の執行機関は、健全な財政運営を行うために、歳入の確保に当たっては自主的で斬新な施策を創意工夫します。			○
				4　費用対効果を数値化 歳出に当たっては、費用対効果を数値化します。			○
				5　出資団体等を含めた全会計の連結決算 市長は、資産、負債及び資金の移転等の現況を正確に把握するため、出資団体等を含めた全会計の連結決算を行います。			○
				6　透明な財政運営【林委員・西村委員】			
				7　連結すべき会計（一般会計、特別会計、企業会計及び出資団体等）【林委員・西村委員】			
				8　予算書、決算書 目・節の項目において、人件費を含む原価、財源、事業採算等を明記【林委員・西村委員】			
				9　「中長期の財政健全化計画」策定 ・経常収支率 ・人件費率 ・公債費負担比率 ・地方債残高比率 主要な指標に関して、適正値を定めて計画を策定 【林委員・西村委員】			

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料　1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する
	16	財政運営	財政状況の作成、公表、市民への説明、評価	**1　わかりやすい資料の作成と公表** 市の執行機関等は、財政状況について市民にわかりやすい資料を作成し、公表します。	○		
				（市長は、予算の執行状況ならびに財産、地方債、一時借入金の現在高その他財政に関する半年ごとの財政状況等を公表し、見解を示し、わかりやすく市民に説明しなければなりません。）		○	
				2　財務状況の公表、監査の強化及び財政情報の説明 財務状況の公表、監査の強化及び財政状況の説明に努めなければなりません。			○
				3　財政診断に必要な財政状況資料の作成 財政診断に必要な財務諸表や、発生主義会計による財政収支を明らかにする財政状況資料を作成しなければなりません。			○
				4　事業ごとの予算、決算、進捗度や達成度の評価、第三者評価、その過程と結果の市民への公表 市長は、事業ごとの予算及び決算を明らかにし、進捗度や計画達成度を明示する独自の行政評価を行うとともに、第三者評価を受け、その過程及び結果は、速やかに市民に公表しなければなりません。			○
				5　市予算の編成過程を明らかにして住民に説明 財政情報の作成 財政健全化計画 総合計画 行政評価 を踏まえて編成し、その編成過程を住民に分かりやすく説明 【林委員・西村委員】			
				6　決算の状況の公表と住民への説明【林委員・西村委員】			

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料　1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する
			財産管理	**1　財産管理計画** 市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を個別財産ごとに定めるものとします。 財産の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分または取得の予定、用途、管理の状況等必要な事項が明らかとなるように定めなければなりません。			○
				2　財政健全化推進委員会の設置 市は、財政運営の効率的推進を図るため、第三者機関として財政健全化推進委員会を設置します。　【林委員･西村委員】			
	出資団体等			**1　出資団体等** ⑴　出資団体等に関する資料の作成と公表 ⑵　出資団体等の評価と公表 ⑶　出資･補助金等適正委員会の設置 ⑷　委員会手続き･運営に関しては別途条例 ⑸　出資団体に対する苦情の処理と結果の公表 【林委員･西村委員】			
	安心･安全に暮らせるための危機管理			**1　安心･安全に暮らせるための危機管理** 市長等は、安全で安心な生活を確保するため、常に不測の事態に備え、住民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態（以下「災害等」という。）に的確に対応するための体制を整備しなければなりません。 市長等は、災害等の発生に対処するため、予測することができる危険等の必要な情報を、日頃から住民に周知しなければなりません。 市長等は、災害等の発生が予想されるとき、又は災害等の発生時には、住民と情報を共有するとともに、関係機関等と連携し、速やかに状況を把握し、対策を講じなければなりません。 住民は、災害等の発生時には、自らの安全確保を図るとともに、地域コミュニティの一人として、隣人を助け、互いに協力して災害等に対処しなければなりません。【林委員･西村委員】			

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料　1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する
行政の仕組み	自治体法務			**1　自治体法務** 市は、この条例を最高規範とする体系のもとに、条例、規則、要綱を整備するとともに、各政策分野における条例等を制定し、この体系の中に、位置づけなければなりません。 市は、住民の多様な価値観や市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するとともに、総合計画に基づいた地域の特性を生かした、自治立法権と自主解釈権を活用し、積極的な法務行政を推進しなければなりません。 市長は、住民のさまざまな法的要望、活動に対して、法務の側面から支援するものとします。 市長は、制定した条例、規則、要綱等を体系的にまとめて、毎年度これを公表するものとします。 市長は、職員の法務に関する能率の向上を図るため、明確な基準を制定･公表した上、職場内公募を実施し、法科大学院等への派遣等を行い、職員の法務に関する能力の向上を図らなければなりません。【林委員･西村委員】			
	苦情処理･公的オンブズマンの設置			**1　苦情処理･公的オンブズマンの設置** 市長は、住民の行政運営に関する苦情を公正かつ中立的な立場で、的確かつ迅速に処理することにより、住民の権利利益の擁護を図り、市政に対する信頼性を高め、公正かつ透明な行政の推進を図るため、別に条例で定める熊本市公的オンブズマンを設置します。 公的オンブズマンは、住民の代理人として3名により、構成し、住民の申し立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときは、当該制度の改善に関する提言を行うものとします。 市長等は、公的オンブズマンの職務の遂行に関してその独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、公的オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に実行しなければなりません。 市長は、公的オンブズマンの職務の遂行を補佐するため、行政に関して優れた識見を有する市の職員以外の者を専門調査員として委嘱するものとします。 市長等及び職員は、公的オンブズマンの職務の遂行に関し、協力する義務を負うものとします。 公的オンブズマンは、苦情の申し立てに対する意見･提言等の内容について、改善点及び問題点の指摘を含めて年次報告書を作成し、これを公表するものとします。【林委員･西村委員】			

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料 1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する
	17	行政評価		**1　行政評価の実施と結果の反映** 市の執行機関等は、総合計画の推進に当たり（総合的かつ計画的な市政運営を推進するため、）行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させます（予算編成、組織及び機構整備並びに総合計画の推進管理等に反映させなければなりません）。	○		
				2　行政評価にあたっての市民参画の手続きと市民への公表 市の執行機関は、行政評価の実施に当たっては、市民参画の手続（市民及び第三者機関等による評価）を踏まえるとともに、その結果について広く市民に（わかりやすく）公表します。	○		
				3　外部監査の結果を踏まえ必要な措置を講じる 専門性及び独立性を有する外部監査人の監査の結果を踏まえ、必要な措置を講じなければなりません。			○
				4　行政評価の目標・理念 効率的な効果的な行政運営を図るため、政策の循環過程を確立し、市政の透明性を高めるとともに、限りある財源を効果的に活用し、政策の合理的選択、全政策施策及び事業の行政評価を行わなければならない。【林委員・西村委員】			
				5　評価基準を定め、行政評価情報を市民に公開・提供しなければならない。【林委員・西村委員】			
				6　行政評価委員会の設置　【林委員・西村委員】			

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料　1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する
	監査			**1　監査** 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査並びに市の事務の執行の監査をするに当たっては、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うものとします。【林委員・西村委員】			
	外部監査			**1　外部監査** 市長等は、適正で、効率的かつ効果的な行財政の運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者（以下「外部機関等」という。）に監査を実施させることができます。 住民は、前項に規定する目的を達成するため、市長等に対して監査委員に代えて、外部機関等による監査の実施を請求することができます。 市長等は、前項に規定する請求があったときは、外部機関等に監査を実施させ、その結果を公表するものとします。ただし、監査を実施させないときは、請求した住民に説明するとともに、その理由を公表するものとします。 前3項に規定する外部監査機関等による監査の実施に関する手続き、その他必要な事項については、別に条例で定めるものとします。【林委員・西村委員】			
	行政改革			**1　行政改革** 熊本市は、行政運営について、たえずそのあり方を見直し、質を向上させるため、行政改革大綱を策定し、行政改革を進めなければなりません。 行政改革大綱は、総合計画との調整のもとで策定されます。 行政改革大綱は、市長の任期ごとに実施期間を定めて策定されます。【林委員・西村委員】			

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料 1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する
行政の仕組み	18	組織体制		**1　組織体制の整備** 市の執行機関等は、社会経済情勢の変化及び多様化する市政の課題に的確に対応するため、（総合計画、条例、法令、予算に基づく政策、施策及び事業を的確に執行するための）効率的で機能的な組織体制を整備します。	○		
				2　組織運営 効率的で適正な組織運営に努めなければなりません（行なわなければなりません）。	○		
				3　職員の育成 市の執行機関等は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った職員の育成を図ります。	○		
				4　民間登用 市長は、重要かつ緊急性を必要とする専門の業務部門職員を、5人を限度に、民間より期限を付けて登用することができます。その職務権限等は、別に規則で定めます。			○
				5　組織のフラット化 市長は、プロジェクト制による業務遂行など柔軟な業務組織を積極的に採用し、組織のフラット化による人材の効率的な活用を図るとともに、縦割り業務の弊害をなくさなければなりません。		○	

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料　1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する
行政の仕組み	19	審議会等		1　審議会等の設置　市民会議等も併記【林委員・西村委員】 市は、法令に基づき設置する附属機関のほか、市の施策における特定の事項について調査、審議等を行うため、必要に応じ審議会等を設置します。	○		
				2　公募等による人材の選任 市の執行機関等は、附属機関及び審議会等の委員については、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めます（幅広い人材が登用されるよう配慮し、その委員の全部又は一部（3割）を公募等により選任するよう努めなければなりません）。			○
				3　選考結果の公表 市長は、審議会等委員の選考にあたっては、選考の結果と理由を、速やかに公表するものとします。			○
				4　審議会等の会議の公開 審議会等の会議は、原則として、公開とします。			○
				5　審議会等会議結果（議事録等）の公表　【山形委員】			
				6　委員の選出基準の公表 男女の比率 年齢構成 選出区分　を明らかにする 長期にわたる就任をしないこと 同時期に複数委員に就任しないこと さまざまな住民の委員が就任できるようにする　【林委員・西村委員】			
				7　公募の基準、審査基準の明確化、公表、応募期間は1ヶ月確保【林委員・西村委員】			
				8　採用された公募の論文、選考結果の公表、透明性の確保【林委員・西村委員】			

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料 1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判断 盛り込む	盛り込まない	検討する
	20	総合的な行政サービス		**1　総合的な行政サービス** 市の執行機関等は、市民の要望（ニーズ）及び多様化する市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、部局の（組織横断的な）連携を図り、総合的な行政サービスを提供します（提供に努めます）。	○		
	32	人事制度の確立		**1　人事制度の確立** 市は、職員が意欲を持ち、かつ、公平及び公正に職務を遂行することができるよう、昇任等の人事異動及び人事考課を客観的に行い、透明性の確保に努めなければなりません。	○		
	33	環境保全		**1　環境保全** 市民及び市の執行機関は、市民が健康で快適な生活を営むための、良好な自然環境及び生活環境の保全に努めます。		○	
				1　情報共有 市の執行機関等及び市議会は、透明で開かれた運営を推進するため、別に条例の定めるところにより、行政運営及び議会活動に関する情報を積極的に市民に開示及び提供し、情報の共有に努めます。	○		
				2　市の執行機関の情報共有 市の執行機関（市長）は、参画と協働のまちづくりを推進するために（熊本市の自治を推進するために）、市政に関する情報を積極的（かつ適切）に市民に公開し、提供し、情報の共有に努めなければなりません（情報の共有を保障する制度をつくらなければなりません）。	○		
				3　市の執行機関の情報の整理・保存と市民がまちづくりに参加しやすい環境の整備 市の執行機関は、市政に関する情報が市と市民との共有財産であることを自覚するとともに、まちづくりに関して必要な情報を市民及び市議会に対して積極的に提供するために、文書及び情報について、整理及び保存し、その管理に関する基準を定め、市民がまちづくりに参加しやすい環境を速やかに整えなければなりません。	○		
				4　市議会の積極的な情報提供 市議会は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）　に定める議決事件に関する情報以外の情報についても積極的に収集を行い、取得することができるとともに、まちづくりに関して必要な情報を市民及び市の執行機関に積極的に提供しなければなりません。	○		

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料　1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する
情報	21	情報共有		**5　情報公開条例及び個人情報保護条例への反映と新たな制度の構築** 前2項の基本原則は、別に定める情報公開に関する条例及び個人情報保護に関する条例に速やかに反映されるとともに、必要に応じて、これらの基本原則に基づく新たな制度の構築に努められなければなりません。			○
				6　市民の情報提供 市民は、まちづくりについて必要な情報の提供を市に求め、取得することができるとともに、まちづくりに関する、有益な情報及び有している知識を積極的に提供することに努めます。	○		
				7　他の自治体の情報の調査・共有 市議会及び市長等は、他の自治体の施策及び具体的事例等を調査、検討し、これを本市に役立てるとともに、住民に公表しなければなりません。　【林委員・西村委員】			
				8　情報を取得する権利 必要な情報の作成を提案する権利 その作成されたものを取得する権利　【林委員・西村委員】			
				9　情報公開・共有の原則 住民参画及び透明な行政運営にとって不可欠　【林委員・西村委員】			

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料　1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する
				10　行政の意思決定過程における情報の公開・共有 市長等は、この条例に基づく基本理念、自治運営の原則及び各制度に基づき、その意思決定過程における情報を公表、公開及び提供して公正で透明性の高い行政運営をしなければなりません。 前項における意思決定過程の情報の内容は、次の各号に掲げるものとします。 ⑴　課題・目的の設定及びその背景、経過、理由 ⑵　検討した他の複数の政策・計画案の内容及び決定した政策・計画の優先順位とその理由・根拠 ⑶　他の自治体の類似する政策・計画等との複数の比較検討 ⑷　総合計画における根拠又は位置づけ ⑸　当該政策・計画に関係ある法令及び条例等 ⑹　政策・計画等の実施にかかわる予算・財政等の位置づけ ⑺　将来にわたる政策・計画等のコスト計算 ⑻　政策・計画等にかかる行政評価による改善点及び見直しの内容 ⑼　政策・計画等にかかる住民参加の状況及び計画案の提案の内容 【林委員・西村委員】			
				11　情報公開制度 計画に関する情報 条例制定、改正及び廃止に関する情報 行政評価に関する情報 財政、予算及び決算等に関する情報 住民参画に関する情報 行政との協働に関する情報 出資団体等に関する情報　【林委員・西村委員】			
情報	22	個人情報保護		**1　個人情報の保護** 市の執行機関等（及び市議会）は、市民の基本的人権の擁護及び信頼される市政の実現のため、別に条例の定めるところにより、個人情報を適正に管理するとともに、その利用、情報提供等に関し適切な保護措置を講じます。	○		
				2　自己情報コントロール権 市民は、個人の情報の開示請求等、自己情報コントロール権があります。		○	

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料 1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判断 盛り込む	盛り込まない	検討する
説明責任	23	説明責任		**1　説明責任** 市の執行機関等は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において（まちづくりに関する施策の計画立案、実施及び行政評価のそれぞれの過程において）（市政に関する事項の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、）、その必要性及び妥当性を（その内容、効果及び手続きを）市民に（市議会に対して明らかにし、）わかりやすく（速やかに）説明します。	○		
		説明責任及び応答責任		**2　説明責任及び応答責任** 積極的に説明及び応答する責任 意思決定過程の情報を9項目に基づいて説明すること 全体像、関連する資料の提供、誠実に対話 【林委員・西村委員】			
	24	意見及び要望の取扱い		**1　意見及び提案に対する対応** 市の執行機関等は、市民の市政に関する意見及び提案（要望）に対し、迅速かつ誠実に対応するよう努めます。			
				2　経過や結果の公開 市の執行機関等は、前項の対応の経過や結果等について記録を行い、公開します（速やかに公開する等、透明性の高い市政運営を行います）。			
				3　権利の保護と経過や結果の公開 市長は、市民の権利の保護を図り、市の行政執行等により市民が受ける不利益な取扱いを、簡易かつ迅速に解消させるための第三者機関を設置するものとします。			
	25	行政手続		**1　行政手続** 市の執行機関等は、別に条例の定めるところにより、適切に行政手続を行い、市政運営における（公平及び）公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に努めます。	○		
				1　自治推進委員会の設置 この条例に定める自治の基本理念の（この条例の理念の）実現に向け、市長の諮問に応じ、参画及び協働に関する重要事項（基本的事項）を審議し、市長に答申する附属機関として熊本市自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。	○		

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料　1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する
個別	13	自治推進委員会の設置		2　委員会の役割 委員会は、前項に規定するもののほか、参画及び協働に関する重要事項（基本的事項）について、市長に意見を述べることができるものとします。（また、条例の見直し等を市長に進言することができます。）	○		
				3　委員会の構成 委員会は、自治に識見を有する者、市民、市議会議員及び市の職員によって構成されます。 市長の諮問する附属機関に市議会議員が入るのは不適当なので削除をお願いしたい。【林委員】	○		
				4　委員会の人数と公募委員の数 自治推進委員は、構成員総数２５人とし、２分の１以上を公募市民とします。	○		
				5　自治推進委員会の委員の第三者機関による選任 【林委員・西村委員】			
				6　自治推進委員会の任期 【林委員・西村委員】			
				7　住民からの要望提出 【林委員・西村委員】			
				8　住民からの要望に対する審査・検討と結果の通知 【林委員・西村委員】			
				9　調査活動への市職員の協力義務　【林委員・西村委員】			
				10　会議の開催回数　【林委員・西村委員】			
				11　会議の公開と議事録の公表　【林委員・西村委員】			
				12　委員会の組織及び運営に関する事項は別に定める 【林委員・西村委員】			

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料 1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する
個別	14	住民投票	住民投票の実施	**1　住民投票の実施** 市長は（市議会及び市長は）、市政に係る重要事項について、直接市民の意思（広く市民の総意）を把握するため、その事項（事案）ごとに定められる条例により、住民投票を実施することができます。 （市政に係る重要事項について、直接市民の意思を把握するため、住民投票を実施することができます。）	○		
				2　事案ごとの条例制定 住民投票に参加できる者の資格、住民投票を実施する対象、投票結果の取扱いその他住民投票の実施に必要な具体的な事項は、それぞれの事案に応じて、別に条例を定めることとします。			○
				3　住民投票の実施 市議会議員は、議員定数の12分の1以上の市議会議員の賛成を得て審議し、議員定数の2分の1以上の賛成で住民投票を実施することができます。			○
			尊重	**1　住民投票の尊重** 市長は（市議会及び市長は）、住民投票の結果を尊重します（しなければなりません）。			○
			公表	**1　事案ごとの公表** 市長は、実施した住民投票の投票結果の取扱いについては、事前に、事案ごとに公表しなければなりません。			○

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料 1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する
個別	14	住民投票	住民投票の請求	**1　市長への住民投票の請求** 市民のうち本市において選挙権を有する者は（満年齢18歳以上の市民及び永住外国人は）、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者（20分の1以上の者）の連署をもって、（その代表者から、）住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。			○
			住民投票の発議	**1　市議会議員の住民投票の発議** 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。			○
				2　市長の住民投票の発議 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。			○

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料 1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する
個別	26	国及び他の地方公共団体との連携		**1　国及び県との連携** 市は、国及び県と共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力し連携に努めます。 （市は、他に誇ることのできるまちとなるために、国及び熊本県に対して、地方自治に関し、対等の立場において発言する。） （私たちのまち熊本市は、共通する課題の解決を図るため、国及び他の地方公共団体等と相互に連携し、協力するよう努めなければなりません。）	○		
				2　近隣の地方公共団体との連携 市は、広域的な課題の解決を図るため、近隣の地方公共団体と連携し、地域全体の発展に努めます。	○		
				3　国内外の都市等との連携 市は、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市等との連携に努めます。 （その他の地方公共団体との関係においては、協力と協調による信頼関係を築いていきます。） （熊本市は、共通する課題の解決を図るため、外国の自治体及びNGOと相互に連携し、協力するよう努めなければなりません。）	○		

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料 1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する
個別	27	条例の位置付け・最高規範性		**1　条例の制定等に当たっての最大限の尊重と整合** （この条例は、市民参画と協働によりつくられた条例で、熊本市の自治の基本事項について定めた最高規範であり、市の執行機関は、）他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図ることとします。 各種計画の策定、見直し及び運用においても同様とします。			○
				2　条例等の体系の整備と条例の趣旨の反映 市長は、条例、規則、訓令、要綱等（以下「条例等」といいます。）の体系及び内容を市民に分かりやすく整備するとともに、この条例に定める基本原則その他この条例の趣旨が条例等に反映されているかを見直し、及びその結果を踏まえて、速やかに条例等の改正等を行わなければなりません。	○		
				3　市民、市議会、市の執行機関の条例の尊重と自治の推進 市民、市議会及び市の執行機関等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めます。	○		

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料 1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判　断 盛り込む	盛り込まない	検討する
	28	条例の見直し		**1　条例の見直し** 社会経済情勢の変化等により、この条例の見直しが必要になった場合は、市長（市長及び市議会）は、市民の意見を踏まえ、速やかに適切な（必要な）措置を講じることとします。 （市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例を見直し、必要な措置を講じることができるものとします。）	○		
				条例の見直し 市長は、この条例を改正又は廃止する場合には、自治推進委員会に諮るとともに、住民投票において、その過半数の賛成を得なければなりません。 ただし、自治推進委員会が住民投票を不要と判断したとき、又は軽微な変更については、この限りではありません。【林委員・西村委員】			
				2　条例見直しの検討委員会 市長は、前項の見直しに際しては、この条例の設立経緯に準じて、公募の市民参画による検討委員会を組織するものとします。			○
				3　育てる条例 市長は、この条例の施行の日から3年を超えない期間に、この条例に規定する事項に関し、その目的の達成の度合い、社会情勢への適合状況及び市政運営の基本原則として機能しているかどうか等について総合的に検討し、その結果に基づいて、すべての人々に認められ、遵守される最高の条例に育てるべく、改めていきます。			○

一巡目　協議結果一覧　新たな項目入り

資料 1

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内　容　新たな項目 （　）については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判断 盛り込む	盛り込まない	検討する
個別	31	法令遵守・公益情報通報制度		**1　法令遵守・公益情報通報制度** 市は、法令を遵守し、公共の福祉の向上に資する公益情報を通報した者が、不利益な取扱いを受けることがないように、第三者機関を設けるなどして、公益通報者の保護を図る制度を速やかに構築しなければなりません。	○		
				1　公益通報制度 市の職員及び出資団体等の役員、職員（以下「職員等」という。）は、法令に違反する事実、人の生命、健康、財産若しくは生活環境を害し又はこれらに重大な影響を与える恐れのある事実に気付いたとき並びに公益に反する恐れのある事実、事務事業にかかる裁量の誤りに気付いたときは、これを放置せず、かつ、隠すことなくその事実を別に定める弁護士等を委員とする第三者機関等に通報しなければなりません。 第三者機関等は、職員等の外、市民からの通報による場合も、調査を開始しなければなりません。 第三者機関等の調査に対して、職員等は協力する義務があります。 正当な公益通報を行った職員等は、その公益通報をしたことを理由に不利益を受けないよう保障されなければなりません。 公益通報に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。【林委員・西村委員】			
	34	附則		**1　施行日** この条例は、平成　　年　月　日から（規則で定める日から）施行します。 ただし、第　　条の規定は、規則で定める日から施行します。 （市長は、第　条に規定する条例の制定について、市民の意見等を踏まえて検討を行い、この条例の施行後3年を経過する日までの間に実施することとします。）	○		
				2　4年を経過した後の検討 この条例の施行後4年を経過した場合において、市長及び市議会は、市民の意見を踏まえ、この条例の規定について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとします。			○